

[事案 29-12] 新契約無効請求

- 平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

将来の保険料の支払方法について、事実に反する説明があったとして、契約の無効確認および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年11月に契約した外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、毎月の保険料支払いについて将来的にクレジットカード払いが導入されるかのような説明を受けたので、そのうちには対応するのであろうと思い契約したが、実際は全くの未定であった。
- (2) 特定の保険代理店を経由して契約すれば、毎月の保険料のクレジットカード払いが可能だったのに、募集人はそのことを説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、第 2 回以後の保険料のクレジットカード払いが導入されていないことを理解し、将来的とされた導入の時期も不確かな状況で、本契約の申込みをしている。
- (2) 他の保険代理店においてもクレジットカード払いの導入が主流になっているとは言えず、クレジットカード払いの取扱いの有無およびその将来における導入可能性は、本契約締結にあたっての重要な判断要素になっているとは言えず、無効は成立しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人に対する事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が第 2 回以後の保険料のクレジットカード払いの可能性の程度について誤認していたとしても、そのことのみを理由に本契約を無効とすることはできず、募集人が他の保険代理店におけるクレジットカード払いの取扱いの有無について説明すべきであったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことがら、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。